



令和 6 年(2024 年)9 月 18 日

琵琶湖コンファレンスセンターを指定以外の避難場所から 除外します

本市では、指定緊急避難場所を開設してもなお避難場所が不足する場合などに開設する「指定以外の避難場所」として市内 6 施設を定めています。

「指定以外の避難場所」のひとつである琵琶湖コンファレンスセンターが令和 6 年 9 月 20 日(金)に閉館することに伴い、同日付けで同施設を「指定以外の避難場所」から除外しますので、お知らせします。

記

1 除外する施設

- (1) 名称 琵琶湖コンファレンスセンター
- (2) 住所 彦根市新海浜二丁目 1 番地 1

2 除外後の「指定以外の避難場所」

琵琶湖コンファレンスセンター除外後の「指定以外の避難場所」は以下のとおりです。

- ・滋賀県立盲学校（彦根市西今町 800 番地）
- ・創価学会彦根文化会館（彦根市高宮町 1333 番地 3）
- ・天理教高宮分教会（彦根市高宮町 2330 番地）
- ・株式会社セレマ彦根愛昇殿（彦根市高宮町 1431 番地）
- ・ジョイソンハウス（彦根市新海町 401 番地）

【お問い合わせ先】

市長直轄組織危機管理課(担当：西尾)

TEL：0749-30-6150 FAX：0749-23-1777

E-mail：kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp